

はじめに（街道について）

日本書紀に、崇神天皇の御代（崇神 10 年）に各地の征討に四道将軍が派遣されたとある。大彦命を北陸に、武渟川別命を“東海に遣わし”、・・・とある。古事記には、大毘古命を高志道に遣わし、その子建沼河命を“東の方十二道に遣わし”、とある。この道は、伊勢、尾張、三河、遠州、駿河、甲斐、伊豆、相模、武蔵、総、常陸、陸奥の十二国としている。「日本書紀」景行天皇（55 年）に“彦狭嶋王を東山道（やまのみち）十五国の都督（かみ）に任じられた”とある。この頃、すでに東国への何らかのルートはあったと推測される。

大化の改新後の律令制度で、地方支配を強化すべく、租・調・庸などの税の行政区域、都への輸送経路として、五畿七道（行政区域）を制定、道路網を整備し、伝馬、駅馬を置いた。（五畿：大和、山城、摂津、和泉、河内。七道：東海、東山、北陸、南海、西海、山陽、山陰） そのひとつ東海道の行政区域（ルートでもあった）は、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、安房、上総、下総、常陸。771 年武蔵が加わった。

東山道の行政区域は、近江、美濃、飛騨、信濃、下野、上野、武蔵(771 年東海道に)、出羽、陸奥。コースは、京から勢多-篠原-五個荘-彦根正法寺-不破-垂井府中-大野下磯-岐阜長良-鶴沼-善師野-御嵩顔戸-次月峠-土岐川右岸釜戸、恵那坂本から神坂峠を越え、伊那谷を松本市（旧四賀村）刈谷原町まで北上、そこを東に、保福寺峠を越え上田-小諸-軽井沢-坂本と続いていたが、奈良時代に、伊那谷経由から木曾谷経由に変わった。

律令制の崩壊（905 頃）する頃は、道路管理も地頭任せとなり勝手に開を設けるなど荒れた。鎌倉時代になると源頼朝が鎌倉-京間をはじめ、鎌倉への道を整備した。（今に残る鎌倉街道）。戦国時代になると物資輸送のために街道整備が、それぞれの戦国大名によって行われてきた。

慶長 5 年(1600)、関ヶ原合戦に勝利した家康は、江戸と京を結ぶ街道（東海道）の整備に着手。慶長 6 年に宿駅制度を設け“伝馬継ぎ立て制度”を確立。街道 4 里毎に一里塚を築かせ、道幅も 2 間以上に拡幅させた。慶長 9 年には、日本橋を諸道の元標と定めた。この時、各宿には「伝馬朱印状」と「御伝馬之定」が下付された。はじめは 40 数宿であった。その後、慶長 7 年岡部宿、9 年戸塚宿、元和 2 年(1616)に袋井宿・石薬師宿、4 年に箱根宿、9 年川崎宿、寛永元年(1624)に庄野宿が設置され、日本橋-三条大橋間が五十三宿となった。大津から伏見-淀-枚方-守口までの 4 宿を加え大坂に至るルート（五十七宿ともいわれた）も設定された。これと平行して中山道（江戸から草津で東海道と合流、三条大橋まで）、甲州道中（江戸から下諏訪）、日光道中（江戸から日光）、奥州道中（宇都宮から白河）も整備し江戸を基点とする道路網が整備された。幕府には道中奉行が設けられ街道、宿場を仕切っていた。注、中山道は当初は中仙道と呼ばれていたが 1716 年に改称された。

1、街道の施設

街道には、関所、一里塚、道標、傍示杭、並木など。宿場には問屋を初め、本陣、旅籠、煮売屋、茶屋、諸店舗、高札場、見付などが設けられた。

・宿場の機能

宿場の役割は、公用人馬継立て、飛脚業務、旅行者の宿泊施設であった。

その役割の中心は問屋場、本陣、脇本陣で、そのほか旅籠、店などで、宿外れに茶屋などがあった。

その他貫目改所（荷物の重量検査）が置かれた宿もあった。

（貫目改所：東海道は、品川、駿府、草津。中山道は、板橋、洗馬）

江戸時代の村々には、名主（あるいは庄屋）・組頭（あるいは年寄）・百姓代と呼ばれる村役人が置かれ、領主・代官との折衝や村政の運営を行っていた。

問屋業務

宿場を円滑に運営するために、問屋場を設け、宿役人がおかれていた。

問屋場には“宿方 3 役”と呼ばれる次の役職があった。

問屋：宿場の代表者で、村落の名主（庄屋）にあたる役職。

定 この御朱印なくして伝馬出すべからざるものなりよってくだんのごとし

年寄：問屋の補佐役で、村落の組頭にあたる役職。

帳付：人足や馬の手配など宿場の運営上必要なことがらを帳簿に書き記す役職。

この他にも、「人馬指（じんばさし）」（人足や馬を指図する役職）や「迎役」（参勤交代の大名行列などを宿場の出入り口で出迎える役職）などがあった。

宿場には、人馬 何人、何疋の常備が決められていた。

（東海道の場合、初めは 36 人、36 疋（後 100 人、100 疋）。中山道はその半分）

問屋場は一軒だけでなく複数の宿場もあった（中山道醒井宿は 7 軒）。日にちを決めて交替で担当とか、上りの荷、下りの荷と分けて担当していた宿もあった。

例えば、戸塚宿では毎月 1 日～4 日までは矢部町の問屋場が、5 日～11 日を吉田町の問屋場が、12 日～晦日までを中宿の問屋



伝馬朱印状 桑名宿 日本通運物流史料館蔵



朱印状と伝馬之定 水口宿 本館蔵

改訂 “街道と宿場” の豆知識

場が担当。また藤沢・平塚・大磯・小田原・箱根の各宿では10日交替で2つの問屋場が担当した。

問屋は責任重く、見入りは少なく、ほとんど世襲ではなかった。

例えば、貞享3年(1686)、京都所司代が江戸に送った状箱と京菜が間違っ て別々に届いた。間違えた保土ヶ谷宿の帳付けは、関八州追放、田畑・家没収。病気で知らなかった名主も、保土ヶ谷20里四方追放、田畑・家没収のお裁きであった。

荷扱いは、一宿ごとの継ぎ立てが原則。荷を付けたまま宿を通り越す“追い通し”は禁止されていた。

荷扱いに、江戸時代諸街道では車の使用は禁止されていた。(特例として京都の牛車は許可されていた)文久2年(1862)解禁される。人馬を利用するには、朱印または証文が必要であった。

朱印状は、将軍名が発行、受給者は公家、門跡、上使など。証文は老中、京都所司代、大坂城代、勘定奉行、道中奉行、長崎奉行などが発行。出発前に伝馬役所に朱印や証文の写し、旅行日程表を渡しておくそれが先触れとなって各宿で人馬を用意していた。

人や荷の運び方

本馬：荷物一駄 当初は30貫であったが後40貫。

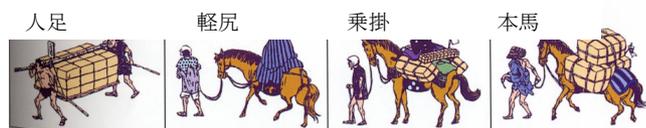
乗掛：ひと一人と荷物20貫。

軽尻：ひと一人と手荷物5貫目。

人足：ひとり荷物5貫目、それ以上は割り増し。

駕籠：庶民を乗せ運ぶ。竹で編んだかごに箆を敷き担ぐ棒を通したもの。山駕籠といった。

大名の駕籠は乗物と呼んだ。



二人一組



飛脚業務

- ・継飛脚：幕府公用の御用物、状箱。 最急便は、江戸一京都間3日で運送。
- ・大名飛脚（七里飛脚）：大名の私設飛脚。国許と江戸間の伝達。七里毎に飛脚小屋を設置。
- ・町飛脚：一般庶民や商人が利用。江戸と上方を6日で結ぶ普通便。

その他、江戸の定飛脚、京の順番飛脚、上方の三度飛脚があった。

助郷制度

宿場では、公用の人馬継ぎ立てのために決められた人馬を、用意しなければならなかったが、交通量が多く人馬が不足した場合に備え近隣の村々に出役してもらった。この村々を助郷村といった。

(寛永14年(1637)助馬令が出され、宿で不足する人馬を提供する村が指定された)

常に補う定助郷と大名行列などの時に臨時の大助郷に区分された。通行量が増すに従い、その後見直されたが享保10年(1725)の見直しで定助郷、大助郷の区分が無くなった。

それでも人馬不足のときは増助郷、加助郷、余荷助郷などの名目で追加の指定が出された。

宿から距離のある村では出役するにも大変だったようだ。また度重なる出役により多くの農村が疲弊した。分担、費用などめぐって宿と助郷、また助郷同士の争いも起きていた。

・街道・宿場の施設

本陣

もともと本陣は、天皇が朝覲行幸(ちょうきんぎょうこう)などをされる際に、その行列の中心である鳳輦(ほうれん)を囲む一陣をいった。それがのちには軍陣の中核、総大将のいる本営を意味した。その始まりは、南北朝時代の貞治2年(1363)に足利義詮が上洛の途中、その旅舎を本陣と称し、宿札を掲げたことによるといわれるが、その信憑性は定かではないといわれる。

家康が江戸に住むようになると諸大名が往来するようになり、そのとき土地の有力者の家に休泊した。慶長年間に往来の増加と共に定宿となり“大名衆宿”と呼ばれたが、その後、将軍の宿舎を本陣と呼ぶようになった。寛永11年(1634)将軍家光の上洛に際して、東海道や美濃路などの大名宿の亭主が、本陣役(本陣職)に任命され、その後、参勤交代制の実施以降(1635年)に一般化した。

本陣に休泊できるのは大名、幕府役人、勅使、宮、門跡、高家、旗本など。

本陣職は、名主・庄屋が運営。主人は苗字帯刀がゆるされていた。

本陣建屋は原則として平屋造りで、多くの座敷や板敷、土間のほか、厳めしい門構えや、広い玄関、床の間の違棚を配した書院造りの上段の間、その書院に続く庭園、といった造りをしているのが一般的であった。建坪は220-300坪が大部分であった(鳴海宿600坪、熊谷宿700坪とずばぬけて大きかった)。

(一般家屋に玄関、床の間などが許可されるのは明治維新以後である)

宿に本陣は、1軒とは限らず、多いところで箱根・浜松は6軒、小田原4軒(天保14年)であったが、中山道の高崎宿には無かった。

本陣は、いつも宿泊者があるとは限らず財政的には苦しかった。商売を兼業するものもあった(酒屋、質屋など、現在残る草津本陣は材木屋を副業)。世襲制が多かったが、時代を通して世襲したところはなかったようだ。



草津本陣

脇本陣

本陣の補助として、脇本陣が設けられた。脇本陣は旅籠も兼ね、普段は一般旅行者も泊めることができた。2階建ても可であった。宿によって脇本陣ないところ（東海道の川崎、神奈川、大磯、藤枝、島田、掛川、浜松、新居、御油、土山、石部宿）、小田原、桑名宿のように4軒あるなど決まりはなかったようだ。



舞阪宿脇本陣

旅籠

近世までは旅行者は、食料持参で旅するのが一般的であった。17世紀ごろから旅行者に食事付宿泊提供されるようになったのが旅籠屋。給仕のために奉公人下女を置いていたが、遊女行為をさせるようになり飯盛女とよばれた。客引きで争いが起きることだったので幕府は一軒2人まで認めたが守られなかった。

ただ箱根、舞阪、中山道熊谷宿にはいなかった。

規模としては、10-50坪程度。畳若しくは筵。数は宿によりさまざまで、熱田の宮宿は248軒で一番多く、次に桑名120軒、石薬師・庄野15軒、中山道の八幡は3軒。川の渡し場、峠の両側の宿には比較的多かった。1泊が原則。2泊以上は問屋に届ける。不審者も届け出る。



赤坂宿旅籠大橋屋

木賃宿

木賃宿とは、薪代を払って泊めてもらう宿である。旅人は昔から米や干飯を持って旅をし、宿では自炊であった。江戸時代になると旅籠が普及したので、宿外れや宿の裏通りで営業した。（大道商人、旅芸人、助郷人足などが利用）木賃宿にも泊まれない人は、寺、神社の軒下、辻堂、草むらなどに寝た。

定宿・定休所と講中

江戸時代後期ごろになると、商人たちなどを対象とした「定宿」や「定休所」といった看板を掲げた施設が街道に見られるようになった。「東講」（あずまこう）や「浪速講」（なにわこう）などといった、組織的な指定旅籠である。

注：はたごは、元は馬の飼料を入れるかご。

注：ケンペルの旅行記(1691年ごろ)によると、この頃の旅籠では箱枕だけで布団はなかったようだ。

茶屋

旅人の休息場所が茶屋。昼食、お茶のみ、名物を食べる所。

茶屋の建物構造は、土間があり、部屋を壁などで仕切らずにすべて建具で仕切るというきわめて開放的な空間であることを原則とした。あくまでも宿泊を伴わない休憩施設との規定から、旅籠屋と建物構造上でも区別する必要があった。

立場・立場茶屋、

宿と宿の間にある村を「間（あい）の村」という。間の村の中で、馬を継ぎ立てたり、人足や駕籠かきなどが休息する場所を「立場（たてば）」といった。宿と宿の間が遠隔である場合に、その間に設けられた。

こうした立場の中でも、参勤交代の大・小名や一般旅行者などの休憩に供された茶屋のある立場を「立場茶屋」と称した。

立場茶屋は宿間に1-2箇所あったが、元禄・享保ごろになると眺望がきく場所、分岐点、峠に立場茶屋が置かれるようになる。集落のある所では「間の宿」とよばれ宿泊も出来るようになるが、宿の保護のため間の宿での宿泊を禁止した。（小田原一箱根の、間の宿、畑宿には本陣もあった）

立場茶屋の繁盛は、茶立女（茶を給仕する）を置いて営業、この茶立女の売笑化によるところが大きかった。

幕府は、延宝8年（1680）、従来の茶屋営業以外、新規の茶屋営業を禁止するとともに、この茶立女の数を1軒に2人以内とし、その衣装も布・木綿に制限し、営業時間も明け六ツ（現在の午前6時）より暮れ六ツ（現在の午後6時）までとしたが、たいした効果をあげることができなかったようだ。

木戸（見附）

古代、中世では柵、城郭といった防備施設の門をいった。

宿の出入りに多くの場合、門戸が設けられ、木戸といった。そこには番所があった。

昼間は出入りが自由であったが夜間や非常時は、閉じられ人馬の通行を制限していた。（宿場の治安維持）

東海道の場合、江戸側の木戸を“江戸口門”、“江戸方見附”。京都側を“京口門”、“上方見附”、などと呼んだが、宿ごとに呼称は異なっていた。（例、藤川宿では“棒鼻”と呼んだ）見付は、一里塚同様にその後撤去されたが、各地に見付の名称が残っている。

藤川宿棒鼻



白須賀宿曲尺手

枅形

宿の出入り口の道路は、城中の敵や、不審者を防ぐ直角に曲がった通路と同じ構造となっていた。

“枅形”または“曲尺手”呼ばれていた。軍事的目的であると同時に宿内での大名同士の鉢合わせを防ぐ役目もあった（見張りが先に行き鉢合わせを防いだ）。今も旧宿場町に残る。（岡崎宿の27曲、白須賀宿の曲尺手）

高札場

高札場は、幕府や領主の、最も基本的な法令や禁止令を記した木の札（高札）を掲示した施設。掲示内容は、人馬賃銭、船賃など公定運賃の定め、徒党禁止や切支丹禁制にかかわる定など。江戸時代6万を越え、全国の村々に存在していた。多くの人々の目に触れるように、村の中心や主要な街道が交錯

大井宿高札場



改訂 “街道と宿場”の豆知識

する交差点、渡船場、関所など人通りの多い場所に設置されることが多かった。その場所は“札の辻”とよばれ今も交差点などにその地名が残る。

高札場の大きさは、宿場によって若干違いは見られるが、高さは1丈(約3m)～2間(約3.6m)でほぼ一定している。高札本体の高さはおおよそ30～40cm程度であるから、上下2段に掲示しても十分に人々を見下ろすことのできる高さであった。これに対して高札場の間口は、宿によって大きさはさまざまであった。これは高札場に掲載される高札の種類や数によって異なっていたためである。

高札場の管理は、幕府領の宿では、宿で管理。幕府が費用を負担する「御普請所」とされ、また藩領にある宿は、単に「領主普請」とされていた。

一里塚

信長や秀吉が36町(1里)毎に塚を築かせている。江戸幕府が日本橋を基点に築かせたのは慶長9年(1604)、徳川家康は、秀忠に一里塚の築造を命じた。一里ごとに塚を築き、その上に榎や、松、杉が植えた。塚は両側が原則であったが片側だけの場合もあった。

塚の大きさは五間(約9m)四方、高さは一丈(約3m)。

塚は旅人の目的地への目安、馬や駕籠の賃金の目安になった。

榎を植えた理由について『雨窓閑話』では、3代将軍徳川家光が塚上に「余の木」を植えるように言ったのを土井利勝が「榎」と聞き誤ったと記されている。しかし、これは俗説。榎の実が食用になることが理由のひとつと考えられている。(榎の果実は甘く、若葉は炊き込みご飯に、樹皮は煎汁とし漢方薬)



袋井、木原一里塚

道標

街道の分岐点には数多くの道標があった。それらは道路標識で、これから向かおうとする目的地への方向を示していた。

「道印」「立石」「庚申塔(こうしんとう)」「題目塔」「不動」「阿弥陀」など、さまざまな表示形態があった。

傍示杭

傍示杭とは、藩、領境界のしるしに建てられた標柱のことで、街道筋においては、宿場境や距離の基準点を示す重要な施設であった。杭は石柱もあったが多くは木製で、今でも残るものは僅かである。

並木

街道に並木が植えられたのは古く、奈良時代天平宝字3年(759)に全国の駅路の両側に果樹を植えさせたことに始まるという。東大寺の僧普照法師が「道路の脇に樹があれば疲れれば休むことが出来、夏には日陰で暑熱避け、飢えればその実を食べることが出来る」との奏上が採用されたことである。

「延喜式」にも諸国の駅路に果樹を植えていることが記されているという。

鎌倉時代に北条泰時が鎌倉街道、萱津に並木を植えて旅人に喜ばれたという話も残っている。

江戸時代の並木は、慶長9年(1604)、徳川家康の命によって街道に植樹された。並木は、江戸時代を通して旅人を、風雪から守り、また照りつける陽光をさえぎり、優しい木陰をつくりだすと同時に、道路敷を確保するための重要な役目を担っていた街道の施設であった。

並木として植えられたのは、松をはじめ、杉、カシ、ヒノキなどであった。

今も、街道のところどころに残る。有名なのは日光の杉並木(松平正綱が東照宮に寄進)。箱根の杉並木、御油の松並木など。

江戸時代、並木の補植、管理には厳重な規制があり、枯れ木の伐採にも道中奉行の許可が必要であったという。



御油の松並木

道路

慶長見聞集によれば、慶長9年(1604)、江戸幕府は全国的に道路改修事業を起こしたと記されている。道幅を広げ、屈曲をやわらげ、牛馬の往来の妨げとなる小石を取りのぞき、大道の側には並木を植えるなど、新しい道づくりの方向性が示されている。

元和2年(1616)、徳川家康が没すると、江戸時代の道路政策や道路の種類・等級が、家康の遺訓といわれる『家康百箇条』(御遺状百箇条)に示された。

道路の種類	道路の幅員	道路の種類	道路の幅員
大海道(大街道のこと)	6間(約10.8m)	横道	2間(約3.6m)
小海道(小街道のこと)	3間(約5.4m)	馬道	2間(約3.6m)
歩行路	1間(約1.8m)	捷道	3尺(約90cm)

道路管理について見てみると、2代将軍秀忠の時代の慶長17年(1612)、老中3名の署名により「道路堤等之儀下知」が布告された。そこには道路管理の方法が具体的に示されている。

「馬が通って生じた窪みには砂や石を敷いて良く固めること、道の傍らは適量の湿りを与えて固めること、道路堤の芝などをはいではならない」などである。

改訂 “街道と宿場”の豆知識

つづいて寛永12年(1635)の3代将軍家光の時代に『武家法度二十箇条』が定められ、道路に関して「道路、駅馬、舟梁等無断絶不可令致往還之停滞事」と道路交通上の停滞を禁じたが、享保2年(1717)にこの主旨が繰り返されていることから、各大名においては、必ずしも守られなかったようである。

坂道には、通行の安全のために細竹を束にして敷いていたが腐るなど長持ちしないため石畳がしかれるようになった。東海道の箱根や、金谷辺り、中山道の琵琶峠に今も残る。

川

川は、通行の最大の障害であった。

江戸時代の東海道には大小多くの川があった。大河川では架橋が制限された。架橋を禁止した理由については、河川が軍事戦略上の重要な地点であったためである。関所と同様の役割を果たした。

渡河は船渡しによるか、徒歩渡しのいずれの方法によるかはなかった。兩岸の宿の維持と川越人足の生活を配慮した渡河の方法や料金が決められていた。

(東海道の例 船渡し：馬入川、富士川、天竜川。歩行渡し：酒匂川、興津川、大井川、安倍川、瀬戸川)

渡船場に関する事柄は道中奉行が管掌し、渡し場には、幕府が定めた定船場が設けられ、それ以外の場所での渡河は厳しく制限された。

歩行渡しの場合も川会所が設けられ、料金、時刻など管理していた。(川幅、深さ、渡る方法(肩車、輦台とか)で料金は異なった。) 川越人足と旅人とで相対で賃銭を取ることは禁止され、旅人は川会所で川越札を買って、この札を割符といい、これを“陸取り”という世話人に渡し“陸取り”は川越人足に渡して川を渡してもらう仕組み。

渡り方は、**大井川の場合**、人足の肩車、馬渡し、連台があり、連台の種類も平連台、半高欄連台、中高欄連台、大高欄連台などあり利用者の身分によって種別されていた。水深4尺5寸を越えると川留め。ただし御状箱(公文書、朱印状)は通過できた。1番長い川留めは、慶応4年4月に28日間。年間の回数は文政13年には22回も川留めがあったという。



大井川渡河風景



橋

江戸時代、東海道で大きい川で架橋が許可されたのは、**瀬田、矢矧、吉田、六郷**(元禄元年(1688)以降は舟渡し)の4箇所だけであった。そのほかは渡船か歩行渡しであった。小さな河川はこの限りでなく、橋は無数にあり長さは1間ぐらい短いものから、25間(約45m)にも及ぶ長いものまであり幅も2間—2間半。土橋か石橋。管理は代官所、藩、村などときめられていた。

常夜灯

一晩中つけておく明り。神社の中、街道の分岐、川渡し場、港などに置かれている。

神社の中のものも寄進されたものが多く、奉納者の名が刻まれており信仰ようすが想像される。

街道沿い、分岐点の常夜灯は、道標の役目も果たし道中の安全を守ってきた。港にあるものは灯台の役目もあった。 建立者は信者仲間の〇〇講中、X X組中など飛脚仲間、問屋仲間などが主であった。

“永代常夜灯”の銘のあるものは、火を灯すことで心の不浄を焼き払い家内安全を祈るものであった。

灯の種類もいろいろで石燈籠、金属灯籠、木製など。火袋の上の部分の違いで宮前(宮立)形、矢倉(櫓)形など、形はさまざまであった。街道に建てる場合は、道中奉行の許可が必要であったようだ。



関所

関所は、古くから支配者が政治的、軍事的な目的のため、通行の旅人や荷物を検査した所である。

律令制度のときには、東海道に**鈴鹿**、東山道に**不破**、北陸道に**愛発**の三関が設けられた。後に愛発は廃止され近江に**逢坂**の関が設けられた。東国から陸奥の入り口に菊多(勿来)と白河の割。越後と出羽の境に念珠があった。海路にも**攝津、長門**に関があった。律令制の崩壊と共に廃滅したが、荘園領主や豪族が、道路整備や橋の架橋などの名目で関を設けた。鎌倉時代になると社寺の修復、造営とって関を設けた(これらを経済的関所という)。

室町時代になり中央の権力が衰えると、力のあるものは争って関を設け通行税を取った。(例えば、淀川の沿岸には380ヶ所、伊勢参宮街道 桑名と日永の間には60ヶ所もあったという)

信長、秀吉の時代になるとこれらの関所は廃止された。(橋梁などの修復のため橋銭が取られたところはあった)

江戸幕府になると幕藩体制維持、軍事理由および治安警察面を目的に、関東周辺中心に53ヶ所余設けられた。武蔵に9ヶ所、相模8ヶ所、上野に14ヶ所、甲斐に3ヶ所、遠江に3ヶ所、越後、信濃、近江・・・西の外れは近江。それ以西はおかれなかった。重要視されたのが箱根、今切(新居)、碓氷、福島であった。夜間出入り禁止。但し幕府御用使者と早飛脚は通れた。

箱根の関といっても一箇所ではなく熱海街道の根府川、芦ノ湖を隔てて河村・谷ヶ村・仙石原・矢倉沢など駿河への道にも関があった。これらの関には、武士や足軽が在番していたが、村役人に任せていたところもあった。

箱根や新居の関所では「入り鉄砲、出女」(鉄砲の江戸への持込みと、江戸から出る女)の通行の取締りが特に厳しかった。規模では新居の関所が一番大きく、開設は慶長5年(1600)。当初は幕府直轄であったが元禄15年(1702)から吉田藩の管理となった。箱根関所は元和5年(1619)開設、小田原藩管理。 関所の廃止は明治2年(1869)1月。

改訂 “街道と宿場” の豆知識

口留番所

幕府以外に関所を設ける事は出来なかったため、各藩は国境入口の集落到口留番所を設置して交通の取り締まりをした。ここでは、藩の財源となるべき物資の流出や、農民の逃亡を監視した。単に番所とも呼ばれた。

手形 通行には往来手形と関所手形が必要であった。

往来手形

庶民は、自分の檀那寺か名主（庄屋）に書いてもらう。（各自）

誰が、何時、何の用で、何処に、それから宗旨、死亡した時の取り扱いなど書いたもの。

関所手形（各関所で取り扱いが若干異なっていた）

関所通過には、通行証明書（関所毎）が必要であった。手形の種類も、入り鉄砲・出女・死人・首・囚人など。通過には取締りが厳しかった。団体の時は1枚でよかった。

女性は、江戸留守居役、京都所司代、地方は奉行に願ひ出て下付してもらう。（幕臣が担当）

京都以西は大阪奉行所、京都所司代で発行してもらった。

男性は、さほど厳しくなく、名主、寺院などの身元証明があればよかったようである。。

武士は、藩の留守居役が発行。槍一筋（士分）格以上は不要。

大名行列の時は“〇〇守様ご一行X百x拾名でございます”で通過した。

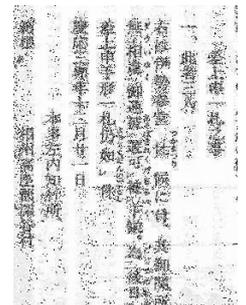
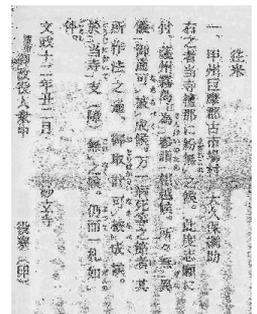
大名は駕籠のときは窓をあけるだけでよかったが、乗馬の時は下馬しなければならなかった。

女性の通行者には“改め女”（別名：改め婆）がいて、関所を通る女性を取り調べ。改め女は足軽の母親がつとめ、女改め長屋に住んでいた。

関所の厳しさは、時によって変化していた。例えば、1651年“慶安の変”の直後は厳しかった。

今切関所では明和8年（1771）には“おかげ参り”の通行を黙認していた記録もあり、また男は旅籠でも発行できた（1700年代）。時には関所手形が無くても、吟味された上不審がなければ通行できた時期もあったという。近くに湯治、信仰の時は“日切り手形”。

往来が激しくなると手形発行が滞ったので吉宗（1716-45）は、奉行所、代官は速やかに手続きせよと通達を出した。



2、街道を通った人々

参勤交代

参観とも云う。参勤交代の起源は鎌倉時代にみられた御家人の鎌倉への出仕である。戦国時代には戦国大名の一部は自身の居城の城下町に服属した武士を集めるようになった。豊臣秀吉が大坂城・聚楽第・伏見城で支配下に服した大名に屋敷を与え、そこに妻子を住ませたことから参勤制度の原形ができあがった。元和元年（1615）には参観者の従者の数を決めた武家諸法度が出されている。三代将軍家光のときに参勤交代制度ができた。寛永12年（1635）“武家諸法度”で大名の妻子は全て江戸に在住。翌年に大名は毎年4月中に参観することを定めた。その後半数は在国とし、1年交代（関東の大名は半年）。対馬藩の宗氏は3年、松前藩は5年年に1度の参勤。福岡藩と佐賀藩は長崎警護関係で11月参勤、2月交代。御三家も常府の水戸藩を除き、尾張藩と紀伊藩が3月交代で参勤。その他1万石以下の旗本も交代寄合いとして参勤が義務付けられた。

文久2年（1862）になると大大名は3年に1年、その他は3年に100日在府とした。大名の妻・嫡子は在府、在国が自由となった。

注 江戸に出ることを“参府”。国許に帰ることを“暇（いとま）と云った。

この参勤交代で諸大名は多くの経費を支出した。（幕府は藩の経済力を削ぐ狙い）藩財政の2割ともいわれた。

参勤の時期は決まっているので、先触れを出し、必要な人馬数、休泊地を通達。家臣を出して休泊本陣、問屋と打ち合わせ（旅籠も指定）。出発前に役人を出し宿割、本陣宿に関札を渡す。本陣での費用は大名から下賜。（大名の財政によって異なり、宿泊代というより、心付けであった。大判1枚で済ました大名もいたとか。本陣経営の苦しかった一因であった）

行列は軍隊編成とし、小大名で100人。加賀の前田利家は2000人ほどの規模。

行列は、歩行が原則（大名は駕籠、乗輿、乗馬。関所では下馬）。西国の大名は大坂まで船を利用しそれ以降は陸路で参勤。

（当時、紀伊半島以東は船の渡航は禁止されていた。）

行列は、槍持ちが先頭の“奴見分”という関兵式は、宿の入口と出口だけで、そのほかは早足で通過。

大名のなかには、示威行進と捉え、派手になる傾向があったので幕府は一定の基準を設けた。享保6年（721年）の規約によると、10万石 馬上10騎、足軽80人、中間人140人

20万石 馬上15-20騎、足軽12-30人、中間人250-300人

馬1騎には、若党1、槍持1、馬の口取り2、草履取り1、指物持1、具足櫃持ち1、挟箱持ち1、手明、中間などで8-10人の従者がいた。

そのほか行列には、目付け、医者、料理人、台所働き、・・・。持ち物に夜具、台所用品、風呂・・・など持参。

大名によっては屏風なども、多人数の旅行であった。荷物の運搬は宿々でその都度雇った。

この参勤交代で街道は整備され、街道沿道の経済効果もあり、情報も江戸に集中、また江戸と地方の文化水準も一様化した。

改訂 “街道と宿場” の豆知識

このことは、明治以後の中央集権制の発展に大きく貢献した。

日光例幣使

毎年、徳川家康の命日（4月17日）に日光東照宮で行われる大祭に、朝廷から送る幣帛を持って行く勅使。正保4年（1646）に始まり221年間続く。行きは中山道、倉賀野から日光へ、帰りは江戸に寄って、東海道を帰る約30日間余の旅であった。例幣使は下級の公家であったので、この時ばかりと幕府の権威を背負い、威張っていた。大名は、宿泊の本陣や街道で例幣使と出会った場合、例幣使に譲らなければならなかった。例幣使はこの時ばかりと宿や街道筋の村々に、ただ働きを強要するなど無理を押しつけ困らせることもあった。宿泊代の代わりに、色紙や扇子に揮毫して済ませることもあったようだ。江戸に寄った時には、旧幣帛を細かく切って奉書紙に包み“東照宮大権現様御神体”と称して大名に配り、初穂料を受け取り、懐に入れていた。これは例幣使の役得であった。

朝鮮通信使

朝鮮国王が、将軍に対して国書、進物をもって派遣した外交使節団。外交実務は対馬藩宗氏が担当した。歴史は古く、室町時代に遡る。高麗国王の使者が朝鮮近海に出没する倭寇の取締りの要請に京都に来た。足利義詮が対応し、修好が交わされた。以後何度か交流があったが戦国時代に途絶えた。江戸時代になり家康は、対馬藩宗義智に和平交渉を命じる。1604年探賊使が来る。1607年回答兼刷環使が来る。1636年から“大平祝賀”の名目で使節が来た。この時から“通信使”と云った。以後1811年11代将軍家齊まで通算12回来る。内2回は京都、1回は対馬、残りは江戸で謁見。一行は正使、副使、従事官を初めとし医師、絵師、楽師などで構成されていた。コースは瀬戸内海をとおり、淀川を船で京都まで、京都から陸路で大津-草津-野洲-安土-野登川-彦根、中山道、垂井から美濃路、熱田から東海道を江戸まで。異国文化に触れる絶好の機会であった。各地に記録や、芸能が残っている。

琉球使節

慶長14年(1609)家康の命により津島氏は琉球攻めを行い。敗れた尚寧王が翌年、駿府の家康、江戸の秀忠に拝謁したことを契機に、琉球国王の即位した時に派遣された“謝恩使”。将軍の代替わりの時に派遣された“慶賀使”の二つがあり江戸時代を通じ18回行われた。陸路のコースは、ほぼ朝鮮通信使と同じであった。琉球楽を奏でながら練り歩き異国情緒を醸し出していたという。

お茶壺道中

毎年4月下旬頃に将軍家の茶道頭らが、茶壺を宇治へ運んで、新茶を詰めて江戸に持ち帰る行事を**お茶壺道中**と云った。往路は東海道であったが、復路は元文2年(1737)までは茶壺の格納が、甲斐の国、谷村の勝山城であったので中山道を通った。翌年から東海道を通るようになったが、茶壺が湿気を嫌うことから、七里の渡しや今切りの渡しを避けて美濃路や本坂峠を通ることもあった。茶壺の通行に際しては沿道や、各宿には厳重かつ詳細な触れが出され、行列を迎えるにあたって落度がないう指示されていた。



つる産業祭り、御茶壺道中行列

茶壺は神聖視され沐浴時、休憩時には戸障子や梯子を立てて筵など敷き、不浄を避けた。宿泊には本陣が充てられ不寝番が警護した。城下町では城主が預かり城内に招き入れた。通行に際しても権威が高く、大名と茶壺が合致あった時は茶壺に本陣を譲らなければならなかった。勅使や高家と重なった時は茶壺が譲った。茶壺に同行する茶道頭などの、茶壺の権威を笠にした横暴な振る舞いに、各宿では対応に苦慮したという。

おかげ参り

江戸時代特定の年に、おきた集団による伊勢参りの現象。その周期がおよそ60年であったことから“一生に一度は伊勢参り”と言われた。慶安3年(1650)が始まりで、宝永2年(1705)360万人・明和8年(1771)200万人・文政13年(1830)は500万人であったという。それも数ヶ月の間に集中していたという。明和の場合は、宇治茶の茶山で働く労働者がお参りに出かけたのが、きっかけになったという。

彼らの多くは、十分な旅費ももたず、着のみ着のまま柄杓をもち“おかげでさ、ぬけたとき”を唱えて歩き、沿道の家々から金品、駕籠、酒、宿泊の接待を受けた。接待をする側も布施することにより、功德が得られると信じていた。

この時ばかりは、関所でも手形が無くても黙認されていたという。多くは、主人や親などの許可を得ず、往来手形ももたない**抜け参り**であった。

庶民の旅

江戸初期の旅人は、君命を武士、商人、職人、信仰の巡礼が主だった。参勤交代が本格的になって宿場、街道が整備されるようになると、湯治、社寺参りが増え、貨幣経済の進展と共に庶民の移動も盛んになってきた。

改訂 “街道と宿場”の豆知識

それに伴い藩主にとっては田畑の耕作に影響が、年貢が減る、お金が他藩に落ちるなど頭痛の種となった。

慶安の御触書（慶安2年(1649)）

「朝起きて草を刈り、昼には田畑を耕作、夜には縄や俵を編み、一刻も油断無きように」

「男は耕作、女は芋機にしたがい夜なべをすべし。夫婦ともに稼ぐように」

「たとえ美人の女房でも、夫を粗末にし、大茶を飲み、神社仏閣参りや遊びを好む女房とは離すべし」

「酒やお茶を買って飲んではいけない」

「たばこを飲んではいけない。腹の足しにもならない、体の害になる。その上時間と金の無駄になる」

旅に出ると各地の情報が多くなり村を離れる人が増え始める。

田沼時代（安永6年(1777)農民の出稼ぎ規則、“人戻し令”が出される。

3、その他1（街道に残る信仰の跡）

街道筋や、古からの集落の外れで、庚申塔や十六夜塔、二十二夜塔などの石塔を見かける。

庚申塔（庚申信仰）

三尸さんし（注①）という虫が体の中に居て、日夜絶え間なくその人の行動を監視していて、庚申の夜、人が眠っている間にその人の体から抜け出し、天帝にその人の悪事を告げる。罪状によって罪が決まり、寿命が縮まるの縁起に元づく信仰。

60日毎に回ってくる庚申の日（注②）には眠らずに一晩明かす風習が“庚申待”“守庚申”とって各地で行われていた。

本来、庚申待の日は眠ることなく、自心清浄にして、他念なく一心に祈念いたすところを、気のあった同士が集まり、飲食雑談、宴会で一晩過ごす風習が江戸時代は盛におこなわれた。

庚申の日は一年に6回、3年、18回庚申を勤めれば三尸の力も弱まるとされこれを区切りに庚申塔が建てられることが多かった。庚申信仰は平安時代から始まったとされ、“御庚申御遊”と称して宮中の行事になっていたようだ。

主尊は、仏教では青面金剛を崇拝。神道では“庚申”の申“にちなんで猿田彦命を信仰。三匹の猿（見ざる、いわざる、きかざる）は三尸に対しての要望の意味が込められている。

月待塔

これらは月待塔で十三夜から二十六夜までである。特定の月齢の番に当番の家を宿として集まり月の出を待つ信仰。当日は月が出るまで勤行や飲食、会話に興じながら月の出を待ち、月が昇ると各自心願をかけて解散。解散は月の出時刻によるので夕方であれば明け方もある。

心願の内容、主尊は月齢、講によりいろいろ。十九夜、二十一夜、二十二夜は主尊が如意輪観音とし女性だけの講がほとんどで安産や子宝祈願。二十三夜は、勢至菩薩で男性だけの講が多かった。

この他、日待（日の出を拝む、太陽信仰）、甲子待（甲子の夜集まり大黒天を祭り、商売繁盛、豊作祈願）、己待ち（己巳の晩に弁才天の祭り。富、福德を祈願）もあった。

注① 三尸さんし

一の上尸は、名を「彭琚」（ホキョ）といい、人の頭に住む黒い虫で、形は人に似ており、長さは三寸ある。庚申の日の夜になると、鬼になって、人の命を短くしようとする。又、人の物を欲しがったり物ねたみをし、常に物忘れをさせたり、にわかになんか心細くさせたり、けんか争いを起こさせたりする。二の中尸は、「彭質」（ホキツ）といい、人の腹に住む青い虫で、庚申の日に馬の形となって、人の気持を弱くさせる。悪事や殺生を好み、魚、鳥、にら、ひる、きのこを食べ、人の腹の毒とする。

三の下尸は、「彭矯」（ホキョウ）といい、形は白い、にわたりのようで、人の足に住んでいる。庚申の日には鬼になって人に、障害を与える。

注②庚申とは（十干十二支）

「庚申」は、昔の暦の呼び名の一つで、「こうしん」又は「かのえさる」と呼び、この暦は、十干十二支を組み合わせたもので、十干は、昔の陰陽五行説に出てくる、「木」、「火」、「土」、「金」、「水」の五行を兄弟（えと）に別け、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸としたもの、十二支は、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二、その両者を頭から順に、「甲子」、「乙丑」・・・というふうに組み合わせて、年号などを表わした。

この組み合わせは、六十回でひとめぐり。「庚申の日」は、一年でほぼ六回まわってくることになる。

馬頭観音

仏教では全ての衆生が、六道を輪廻すると説き。六道とは地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上界の六つの世界を云い、この中で畜生界を担当するのが馬頭観音という。馬頭観音が牛や馬の守り神として信仰されてきた。路傍でみる馬頭観音の石碑は、牛馬の無病息災、長寿、安産を供養した供養塔。平野、山間部、峠路に、道標をかねて建てられていることが多い。馬頭観音は忿怒相で多臂、三面三眼とされるが、路傍の石塔は省略され、文字塔が多い。多臂、忿怒相の青面金剛像と間違えやすい。馬頭観音には宝冠に馬の顔が、青面金剛には下に三猿が彫られている。



改訂 “街道と宿場” の豆知識

道祖神

道路の悪霊を防いで行人を守護する神様。危険の多い村はずれ、分かれ道に建てられた。村外れは、村の入り口でもあり、村への悪者、疫病の侵入阻止の性格を持つようになり、さらに民間信仰の不老長寿、子孫繁栄、五穀豊穡へとひろがった。双体道祖神は、子孫繁栄を願い、縁結び、夫婦和合の神として信仰されてきた。



その他 2

道中奉行

江戸幕府における職名のひとつ。五街道とその付属街道における宿場駅取締り、助郷の監督、道路・橋梁など道中関係全てを担当した。初見は『吏徴別録』の寛永4年(1632年)12月にある水野守信ら4名の任命の記事であるが、一般的には万治2年7月19日(1659年9月5日)に大目付高木守久が兼任で就任したのにはじまるとされる。大目付兼帯1名として始まったが、元禄11年(1698年)に勘定奉行松平重良が道中奉行加役となって以後、大目付と勘定奉行から1名ずつ兼帯する2人制となった。弘化2年(1845年)より大目付のみの兼帯。その役料は享保8年(1723年)から年に3000石、文化2年(1805年)以後は年間金250両。

東海道 街道筋の主要城主

	豊臣時代 → 関ヶ原合戦後	徳川時代になって
清洲城	織田信雄・福島政則→ 安芸(広島)	徳川家(松平忠吉→徳川義直)
岡崎城	田中吉政→ 筑後柳川(福岡)	譜代大名(本多康重)
吉田城	池田輝政→播磨国(姫路)	譜代(竹谷松平ほか)
浜松城	堀尾吉晴・忠氏→ 出雲松江(島根)	譜代大名(松平忠頼→水野重仲)
掛川城	山内一豊→ 土佐(高知)	譜代大名(松平定勝→安藤直次)
駿府城	中村一氏・一忠→ 米子(鳥取)	徳川家(内藤信成→徳川頼宣)
小田原城	北条氏・徳川譜代 大久保忠世	譜代大名(大久保忠世)
江戸城	家康	徳川本家

街道を歩いた人々の記録

伊勢物語	藤原業平	平安時代初期	八橋、宇津/谷(蔦の細道)、隅田川
海道記	?	貞応2年(1223)	京一鎌倉 作者 鴨長明、源光行、親行などの説
東関紀行	?	仁治3年(1242)	京一鎌倉 作者 鴨長明、源光行、藤原秀能などの説
十六夜日記	阿仏尼	弘安2年(1279)	京都一鎌倉 夫藤原為家没後、実子為相と為氏遺産相続訴訟
更級日記	菅原孝標娘	寛仁4年(1020)	父赴任、上総の国から帰国、康平元年(1058)夫橘俊通没まで
東海道膝栗毛	十辺舎一丸	享和2年(1802)ー	[弥次・喜多]さん
江戸参府旅行日記	ケンペル	元禄4.5年(1691,2)	ドイツ、外科医、博物学者、
江戸参府紀行	シーボルト	文政2年(1826)	ドイツ、医師、博物学者、

秋山 豊

参考文献

宿場と街道 児玉幸多著 東京美術
 歴史の街道—東海道— 豊橋市美術博物館 東海道五十三次 森川昭著 三省堂
 古代の道 武部健一著 吉川弘文館 庚申信仰 平野実 角川選書
 図説 東海道歴史散歩 人物往来社 他

改訂 “街道と宿場” の豆知識

付録

街道 町並ウォッチング



竹矢来、格子窓



出格子窓/武者窓



ぱったり



庵看板



卯建



花頭窓



蔀戸



海鼠壁



武者隠れ



馬つなぎ



出梁造り



虫籠窓



煙出し屋根



気抜き窓(養蚕家屋)



宝篋印塔

元は宝篋印陀羅尼經を納めたもの、
隅飾突起が時代と共に反り返っている。



五輪塔

空
風
火
水
地
仏教の示す
宇宙の五大要素



むくり屋根



出桁



鰻絵



雀おどり